

第2回

この地域のくらしの足を
どうしたらよいか？

みんなで考える
ワークショップ

交通手段の事例紹介【参考資料】



交通手段の考え方

新しい交通手段を作る

- ✓ 様々な運行形態があります
 - 決められたルートを走る“定路線型”
 - 自宅から目的地の前まで運ぶ“ドアtoドア型” 等
- ✓ 交通事業者や自治体だけでなく、住民が担い手となって交通手段を作ることができます

既にある交通手段を活かす

- ✓ 既にある交通手段を利用しやすくする
 - 利用者の費用負担を軽減する
 - 住民同士の相乗りの仕組みを作る 等



交通手段の分類

		実施主体（交通手段の担い手）			
		交通事業者	自治体	住民	
				〈有償〉	〈無償〉
運行形態 運行ルートや乗降地の特徴	定路線型 （決められたルートを走る）	路線バス 例） ・西東京バス等	コミュニティバス 例） ・るのバス ・丘陵地ワゴンタクシー「かわせみGO」（東京都日野市）⇒事例1	住民等による送迎サービス 例） ・NPOバス「ますがた」（富山県氷見市）⇒事例3 ・盆堀地区地域交通事業⇒事例4 ・野川南台コミュニティバス「みらい」（神奈川県川崎市）⇒事例5	
	ドアtoドア型 （自宅から目的地の前まで運ぶ）	タクシー 例） ・秋川交通 ・京王タクシー等 ・マイタク【運賃補助】（群馬県前橋市）⇒事例8	デマンド交通 例） ・デマンド交通「くきまる」（埼玉県久喜市）⇒事例2	例） ・上勝町有償ボランティア輸送事業（徳島県上勝町）⇒事例6	例） ・平川いきいきサポート（千葉県袖ヶ浦市）⇒事例7 ・天塩-稚内相乗り交通事業（北海道天塩町）⇒事例9

既にある交通手段を活かした取り組み

既にある交通手段を活かした取り組み

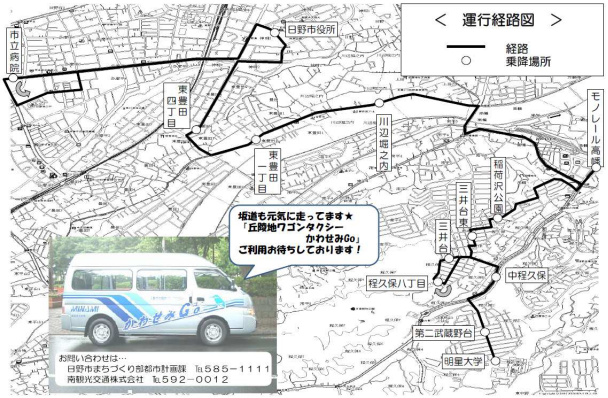
注）それぞれの交通手段について、明確な定義はありません。ここでは、一般的なものについて記載しています。

交通手段のメリットやデメリット

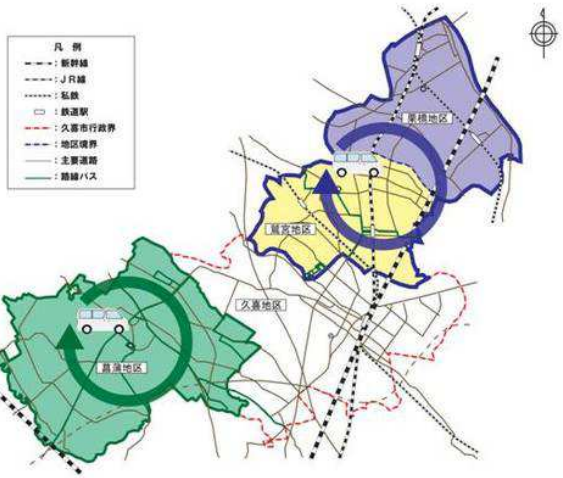
	分類	概要	メリット	デメリット
運行形態	定路線型	あらかじめ決められたルートを行	○多くの利用者を一度に運ぶことができる ○予約することなく、バス停に行けば乗れる	×バス停から自宅や目的地が遠い場合がある ×乗りたい時間帯に便がない場合がある
	ドアtoドア型	出発地から目的地まで結ぶ	○自宅から目的地の前まで行くことができる ○乗りたい時に乗れる	×一度に運べる人数が限定 ×事前の予約が必要 ×乗合の場合は迂回が発生
実施主体	交通事業者	民間の交通事業者が営利事業として運営、運行	○利用者が多く、採算が確保できれば、公的負担もなく交通手段を確保できる	×利用者が少なく、採算が確保できないと撤退や公的負担の可能性
	自治体	自治体が運営し、交通事業者等に運行を委託	○交通空白地域の解消等まちづくりの観点から交通手段を導入できる	×公的負担が大きい
	住民	住民組織、NPOが主体となって運営、運行	○地域住民のニーズに柔軟に対応できる ○住民同士の助け合いなどコミュニティの形成が期待	×管理者、運転手等担い手が必要になる ×運行の安全性に課題がある

注) 典型的な例をもとに、特徴を整理したものです。それぞれに様々なバリエーションがあり、メリット・デメリットもこの限りではありません。

事例 1) 丘陵地ワゴンタクシー「かわせみGO」

道路が狭隘でミニバスが運行できないエリアをワゴン車で運行		
運行形態	定路線型	<車両>  <運行ルート(明星ルート)> 
実施主体	自治体（日野市）	
道路運送法	一般旅客自動車運送事業(緑ナンバー)	
実施地域	東京都日野市の公共交通空白地域	
運行ルート・区域	①平山ルート：市役所・病院・図書館・鉄道駅等に停車 ②明星ルート：市役所・病院・大学・モノレール駅等に停車	
運行日時・本数	①平山ルート：平日のみ8便、循環 ②明星ルート：平日のみ8往復	
利用者	誰でも利用可能	
運転者	南観光交通株式会社に委託	
車両	ワゴン車2台(10人乗り、15人乗り)	
利用料	大人200円、小児100円	
予約方法	不要	
その他	—	

事例 2) デマンド交通「くきまる」

交通空白地域をドアtoドア型のデマンド交通でカバー		
運行形態	ドアtoドア型	<車両>  <運行エリア> 
実施主体	自治体（埼玉県久喜市）	
道路運送法	一般旅客自動車運送事業(緑ナンバー)	
実施地域	埼玉県久喜市の公共交通空白地域	
運行ルート・区域	菖蒲地区、栗橋・鷺宮地区（乗降場所は自宅、鉄道駅、公共施設、医療機関、金融機関、大規模店舗等の市が指定した目的地）	
運行日時・本数	月曜日～土曜日の7-17時 1時間1便で1日10便（12～13時は運休）	
利用者	市内在住・在勤・在学者（要登録）	
運転者	市内タクシー事業者2社に委託	
車両	10人以下の車両を各地区に2台ずつ計4台 (各地区1台はリフト付きワゴン車両)	
利用料	1回乗車ごとに300円	
予約方法	電話またはFAXで事前予約	
その他	—	

事例3) NPOバス「ますがた」

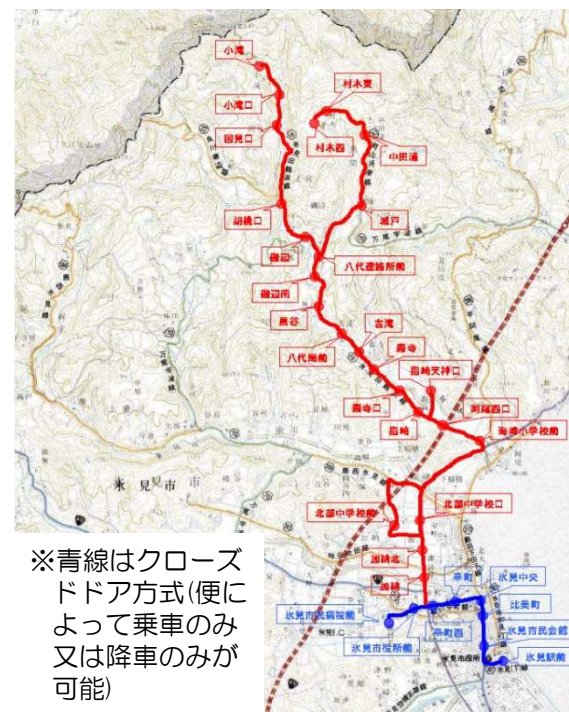
中山間地の集落から中心市街地までの交通手段を住民組織が提供

運行形態	定路線型
実施主体	住民（NPO法人八代地域活性化協議会）
道路運送法	公共交通空白地有償運送(白ナンバー)
実施地域	富山県氷見市八千代地区
運行ルート・区域	八千代地区と市中心部を結ぶ)
運行日時・本数	平日：5便 土祝：3便
利用者	会員（年間費5,000円）
運転者	元バス運転手等常勤3名
車両	マイクロバス2台（24人乗り・15人乗り）
利用料	バス年会費（住所により2万円、1万5千円、5千円の3段階）
予約方法	—
その他	市が運行支援補助金を支出

<車両>

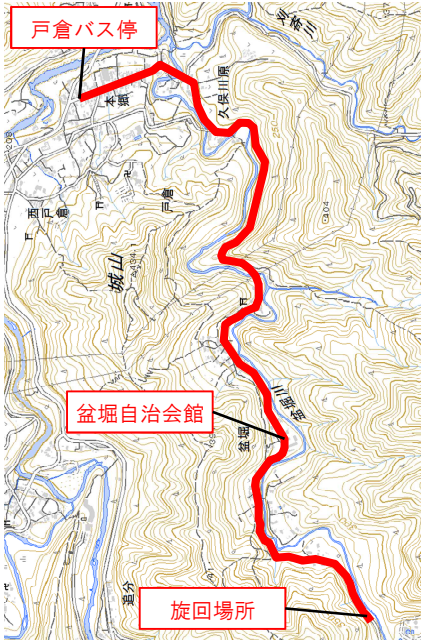


<運行ルート>



※青線はクロースドドア方式(便によって乗車のみ又は降車のみが可能)

事例 4) 盆堀地区地域交通事業

交通空白地域において、住民が発意し、自治体と連携して交通手段を提供		
運行形態	定路線型	<車両> 
実施主体	戸倉東部自治会盆堀地区会	
道路運送法	許可・登録が不要	
実施地域	東京都あきる野市盆堀地区	
運行ルート・区域	地区最深部から路線バスのバス停までの間を運行（区間内自由乗降）	<運行ルート> 
運行日時・本数	1日3便（往復） ※1日6便であったが、小学生がいなくなり、平成28年度から3便に減便	
利用者	盆堀地区住民	
運転者	盆堀地区の住民（市の非常勤として雇用）	
車両	7人乗りワゴン車（市がリース費負担）	
利用料	無料	
予約方法	予約不要	
その他	燃料費も市が負担	

事例 5) 野川南台コミュニティバス「みらい」

郊外団地から近隣の商店・郵便局までの交通手段を自治会が提供

運行形態	定路線型
実施主体	住民（県営野川南台団地自治会）
道路運送法	許可・登録が不要
実施地域	神奈川県川崎市
運行ルート・区域	団地を周辺のコンビニ、郵便局を結ぶルート（3ルートあり）
運行日時・本数	月・水・金曜日（祝日などは運休） 9時台～15時台（1日18便運行。12時台は運行なし）
利用者	県営野川南台団地自治会の会員
運転者	ボランティア（国土交通大臣認定講習受講者）
車両	自治会所有のバス（購入費は市が負担）
利用料	無料
予約方法	—
その他	廃品回収、企業からの寄付、住民の募金等により費用を捻出

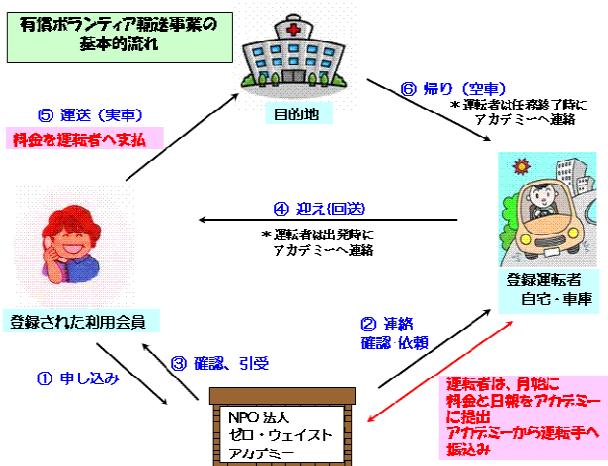
<車両>



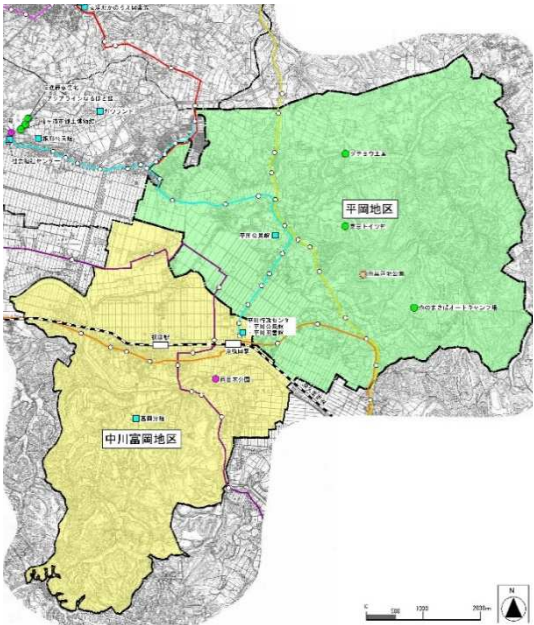
<運行ルート>



事例 6) 上勝町有償ボランティア輸送事業

タクシー会社が撤退後、有償ボランティアにより交通手段を確保		
運行形態	ドアtoドア型（個別輸送型）	<車両> 
実施主体	住民（NPO法人ゼロ・ウェイストアカデミー）	
道路運送法	公共交通空白地有償運送(白ナンバー)	
実施地域	徳島県上勝町全域	
運行ルート・区域	出発地又は目的地が上勝町内	
運行日時・本数	毎日	
利用者	会員（会費：1,000円/年）	<利用方法> 
運転者	有償ボランティア（運転歴10年以上、年齢70歳未満、過去3年間免許停止処分を受けていない、国土交通大臣認定講習受講者）	
車両	運転者の持ち込み	
利用料	1km当り100円、迎車料金300円、時間待ち10分当り100円	
予約方法	事前に電話又はメールで予約	
その他	—	

事例7) 平川いきいきサポート

高齢者を対象に外出支援等の生活サポートを地域のNPOが中心となり提供		
運行形態	ドアtoドア型（個別輸送型）	＜車両＞ 
実施主体	住民（NPO法人たけのこ）	
道路運送法	許可・登録が不要	＜運行区域＞ 
実施地域	千葉県袖ヶ浦市平川地区	
運行ルート・区域	一地区内：商店、病院、金融機関、公共施設、最寄りの公共交通機関 一地区外：病院、公共施設	
運行日時・本数	毎日	
利用者	会員（会費：1,000円/月）	
運転者	ボランティア（国土交通大臣認定講習受講者）	
車両	袖ヶ浦市から貸与	
利用料	燃料代等実費	
予約方法	事前に電話又はメールで予約	
その他	外出支援の他、家事支援等も実施（有償：1時間700円、延長30分400円）	

事例8) マイタク（でまんど相乗りタクシー）

高齢者等を対象としたタクシーの利用補助、相乗りをすると自己負担額が減少		
運行形態	ドアtoドア型	—
実施主体	自治体（群馬県前橋市）	
道路運送法	一般旅客自動車運送事業(緑ナンバー)	
実施地域	群馬県前橋市	
運行ルート・区域	乗車地又は降車地が前橋市内にあることが条件	
運行日時・本数	午前7時から午後6時まで （1日2回、年間120回が上限）	
利用者	前橋市に住民登録し、75歳以上、65歳以上で運転免許なし、身体障害者等、運転免許自主返納者のいずれかに該当する方	
運転者	市内のタクシー会社10社	
車両	タクシー車両	
利用料	一人で乗車：運賃の半額を補助(最大千円) 複数で同乗：1人最大500円を補助(3人で相乗りした場合最大1500円)	
予約方法	通常のタクシー利用と同じ	
その他	—	

事例 9) 天塩-稚内相乗り交通事業

隣接する中心都市まで“移動予定の人”と“行きたい人”をマッチングする仕組み	
運行形態	ドアtoドア型
実施主体	自治体（北海道天塩町）
道路運送法	許可・登録が不要
実施地域	北海道天塩町
運行ルート・区域	天塩町～稚内市
運行日時・本数	毎日。但し、稚内に移動予定の人がいる場合に限る
利用者	18歳以上の町民
運転者	70歳未満、自動車任意保険に加入、スマホ、タブレット、パソコンのいずれかを持っている
車両	運転者の持ち込み
利用料	燃料代等実費
予約方法	運転者：移動予定を登録 利用者：電話又はウェブサイトで予約
その他	相乗りマッチングサービスnottecoを利用

<車両>



<マッチングの仕組み>

